

2018/9/10

株式会社三好不動産
株式会社ミヨシアセットマネジメント
Airbnb Japan 株式会社

「民泊」「簡易宿所」「一般ホテル」「スパリゾート」 賃貸不動産業界から宿泊事業へ参入 Airbnbと包括的業務提携

地場不動産管理の株式会社三好不動産(福岡市中央区今川 代表取締役社長三好修)と関連会社でマスターリースや不動産再生事業を手掛ける株式会社ミヨシアセットマネジメント(福岡市中央区天神 代表取締役笠清太) (以下個別または総称して「当社」) は、Airbnb (本社: 米国カリフォルニア州サンフランシスコ、以下「Airbnb」) と業務提携し、民泊事業を含めた宿泊事業へ本格的に参入します。オーナーへの賃貸事業からの転換アドバイスやコンサルティング、その後の管理、そして自主運営等、様々な分野で業務を開始します。また、当社管理物件、自社物件を中心に「民泊」「簡易宿所」の他本来の旅館業法に則った「ホテル」「スパリゾート」等のラインナップを揃え、ブランド展開する予定です。

【当社の強みを生かして】

住宅宿泊事業法(民泊新法)の施行に伴い、ミヨシアセットマネジメントでは「住宅宿泊管理業者」の登録を行いました。これは三好不動産が永年培った「管理業」のノウハウを生かし、新規の宿泊施設オーナーや、賃貸オーナーが宿泊施設オーナーとして業種転換した際のサポート役として担うべきだと判断されたからに他なりません。そして、福岡全体で約20%が空室である現状を見据え、その賃貸事情や、オーナーへのヒアリングを総合的に鑑みると、宿泊施設への転換は、リノベーションに次ぐ、空室対策の大きな救世主になるのではと考えました。そして当社は、Airbnb Japan社との業務提携により、より強固な体制づくりを進めて参ります。

【事業主の実情と当社の考え】

ご存じのとおり、民泊新法では細かな設備ルールや運営ルールが策定された上、年間180日という実働制限があります。その為、「事業としての民泊がはたして成り立つのか」と民泊の収益化を考えるオーナーの中にはこういった悩みが積み重なっていると当社は考えています。そういった実情を踏まえ、当社はグループを挙げて、民泊に比べ制限の少ない「簡易宿所」提案をはじめとした宿泊施設オーナーを目指す方々へのコンサルタントからその後の管理までを総合サービスと位置付け展開していく所存です。同時に自社でもそのような宿泊物件の保有を展開していきます。

【福岡市の実情から賃貸物件から宿泊物件への転換ニーズは増えると予想→ノウハウを持つ Airbnb と業務提携】

2020年に向けてインバウンド顧客が全国的に軒並み上昇しています。もちろん福岡でも例外ではなく、特に宿泊施設の不足が叫ばれている福岡ではその確保が急務ではあります。当社は、福岡市が散り進むこのような問題解決に賛同し、事業を展開する運びとなりました。

福岡の実情から民泊等宿泊事業に興味を持つ方々は多く、特に賃貸不動産オーナーはそこに活路を見出し始めています。当社は、ノウハウを持つ Airbnb Japan社とアライアンスをむすび宿泊物件の増加に努めてまいります。また、管理物件自社物件を問わず、施設のブランド展開を予定しています。

提携を受けた第一号案件として、当社は博多駅周辺に本業務提携に則ったホテルを2018年10月にオープン予定です。また、このホテルの部屋はAirbnbで予約ができるようになります。

なお、2018年10月27日に3社にて大規模な賃貸物件オーナーに対するPRイベントを開催予定です。

当社を含む3社の提携は、地域に根ざした住宅宿泊事業市場が波及、地域経済・観光の発展に貢献することを目的としています。

Airbnb Japan との提携協働内容の概要

Airbnb Japan を主体とした協働

- ・三好不動産の構築する住宅宿泊事業関連サービスへの助言
- ・三好不動産の構築する住宅宿泊事業関連サービスのマーケティング支援

当社を主体とした協働

- ・住宅宿泊管理業等の必要な法令に基づく許認可の取得
- ・Airbnb Japan の提供サービスへのフィードバックの提供及助言

【三好不動産お問合せ】

株式会社三好不動産社長室 齊藤 寛
TEL092-725-5000 携帯:080-1530-9565
Mail:saito-hiroshi@miyoshi.co.jp

【Airbnb お問合せ】

press-jp@airbnb.com